

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

=国の出先機関の廃止、いよいよ正念場に= 地方の頭越しに進められる「地方分権」 市町村に広がる不安、危惧、疑問、反対の声

国の出先機関の原則廃止、地方委譲がいよいよ正念場を迎えようとしています。野田首相は「不退転の覚悟を持って望む」（11月25日第14回地域主権戦略会議）と強調し、年内に広域連合に移譲する具体案をまとめ、年明けの通常国会に法案提出のスケジュールを進めています。12月19日に開かれた「アクションプラン」推進委員会では広域の実施体制の枠組みの議論が行われ、この中で国交省が提案したとされる出先機関を廃止した後の枠組みとして「全国ブロック分けの法制化、広域実施機関の長の独任制、国・地方の権限をこの広域機関に集中」などの案が議論されています。

出先機関存続求める決議、要望相次ぐ

民主党地域主権調査会が行った自治体のヒアリングで宮城県などから「今の時点で地方に移管して効果的・効率的事業は一つもない」とし、岩手県の自治体からも東北地整の「震災時の対応は見事だった」と評価し、「首長の多くに東北地方整備局を残してほしい」という声が多い」と出先機関の存続を求めるとしています（12月12日付け日

刊建設工業新聞）また、11月29日開かれた「安心・安全の道作りを求める全国大会」でも四国、九州、関西各地の基礎自治体の首長から一県内市町村会が出先機関存続を決議した（高知県内の首長）「九州知事会が決めても6団体が決議したわけではない」（九州管内首長）「大規模災害には国の役割が必要であり、道路などインフラ

整備は国防、国防の役割は国が担うべき」など「出先機関存続を求める声一色に染まった」と建設通信新聞は伝えています。

3月、6月議 会が勝負

地域主権戦略会議の場でも「国の出先機関である地方整備局とか各府省の出先機関は、国の直轄的立場で首相自らの命令により機敏に動いて処理が早い、課題がいろいろとあるが、廃止するにも慎重なプロセスを踏むようお願いしたい」（10月20日第13回戦略会議）「東日本大震災、台風12号などの自然災害の現状からして、いかに国の出先機関が地域住民の期待にこたえているかという事実

は否定できない。現実には市町村の立場からすると原則廃止に取り組むことはよいことだが、既存の組織体制の長所を損なうことのないようなことも留意が必要」（11月25日第14回戦略会議）と出先機関廃

止に危惧の声が出されています。こうした声の広がりは、職場における仕事を通じた信頼の構築と私たちの運動の反映でもあります。法案審議の山場となる3月、6月議会が勝負です。

九州支部 国交労組と協力し 30%の自治体で意見書採択

九州支部で各自治体への請願採択の運動を続けてきていますが、これまで不採択の自治体も含めて、再度働きかけを強め、国交省労組と併せて約30%の自治体で意見書採択を実現しています。

宮崎県内

前年度不採択だった日南市には、事前にアポを取り議長と懇談し、審議される文教委員会にも説明に出向いた結果、九月議会で採択されました。

一二月議会に向けては、一〇月二六日に九州建設支部宮崎分会の仲間と共に意思統一し、二市五町一村へ陳情・誓願を行いました。当初、児湯郡の中でも直轄管内の新富町、高鍋町、木城町、川南町、都農町を廻り、飛び地の西米良村に行く予定はありませんでした。

佐賀県内

佐賀県内では吉野ヶ里町のみで請願採択されていますが、一二月議会では、六角川の直轄管理区間で事務所から近い武雄市を中心に一市三町に陳情書を提出しました。

各議長に説明する中で、意見、アドバイスも寄せられました。

○六角川流域の三市三町は連絡を取り合っているの

で、一緒に陳情した方がよい。

「整備が完了するまで、 国で管理すべき！」

○ 佐賀県議会にも陳情書を提出し、県が管理しようとしているかどうか確認しはどうか。

○ 河川整備が完了するまで国で管理して欲しい。

○ 道路整備（国道）を県に要望しているが、一向に進まない。

○ 海岸工事は国で施工して、現在県管理となっているが、工事要望を出しても予算が無いので対応してもらえず、国の管理の方が良かった……などです。

地方分権に不安

今まで懇談した地方の首長、議会議長の中で地方分権に不安を抱きこぞすれ、積極的に推進すべきと主張された所は皆無でした。

地方は具体的な青写真も示されないまま、何となく雰囲気になされて大事な事柄を決めてしまおうとしている「中央」に不信感を抱いているようでした。

○ 議長・副議長・議会事務局長に説明すれば、対応の相談に乗ってくれる。

○ 陳情書と一緒に説明資料を作成して、相手に説明

すれば、再説明までは不要であった。

○ 各議長への説明と陳情書の提出を合わせて一日で実施した方が効率的であった。などが教訓でした。



大町町議会議長と懇談

近畿支部でも奮闘 3月議会へ 向けて体制強化

近畿支部でも国土交通労組と共同し、管内各自治体に対する働きかけを強めています。

12月14日には福井県大野市議会で「国の出先機関原則廃止に関する意見書」が全会一致で採択され、首相、関係大臣、衆・参両院議長に送付されます。

国家公務員賃金引き下げ法案 「違憲」を追及、撤回求める ― 共産党塩川議員 ―

公務員給与削減は、憲法違反・国家公務員法違反・最高裁判例無視であり、消費税増税の露払いにするものであり、そして何よりも私たちの生活を根底から破壊するものだとし、「特例法案」の撤回を求めて衆参両院議長宛の「二〇一一年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善を求める要求支持署名」を取り組んできました。

一月十七日「総務委員会」の委員である塩川衆議院議員（北関東比例区）山下参議院議員（近畿）の秘書との懇談が実施され、その場で「給与臨時特例法案撤回などの支持署名」を提出しました。（ユニオンニュース一七九号に掲載済み）

これらの要請を受けて、日本共産党の塩川鉄也議員は二四日の衆議院総務委員会、国家公務員給与引き下げ特例法案は「憲法違反」だと追求し、撤回を求めました。

塩川議員は「人事院による給与勧告は、憲法で保障された労働基本権の制約に

対する代償措置だ」とし、「一九八二年度の人事院勧告見送りを合憲とした最高裁判決が、その根拠として単年度限りの見送りである」としていることを指摘し、「来年の勧告は尊重するのか」と質問しました。

川端総務大臣は「尊重する立場で検討する」と答弁しました。

塩川議員は「特例法案は三年にわたって給与引き下げを行うものであり、三年間にわたって人事院勧告を無視するもの」として「代償措置が画餅に等しくなる」と批判。総務大臣は「複数年実施しないと決まっていない」と釈明しました。

塩川議員は、給与引き下げに国公労連は同意していないことをあげ、「救済措置があるのか」と質問。川端大臣は「無い」と答弁。塩川議員は「代償措置が機能しておらず、救済措置も無い。労働基本権の回復も無いままでの一方的な賃金の切り下げとなっており、憲法違反と言わざるを得ない」と述べ、法案の撤回を求めました。（法案は成立せず、継続審議に）

北陸支部は一月中旬から、阿賀川・新潟地区・高田・千曲・松本・富山地区の七箇所で開催された「職場懇談会」オルグを行い、組合員四二名とユニオンOB等五名が参加しています。

懇談会で出された主な意見です。

○ 現在の役職（課長）のまま六五歳まで働きたくない。

○ 七〇%の給与で管理職なんてとんでもない。

○ 六〇歳で辞める予定でこれまで来た。定年延長か再任用か？ 選択できるようにして欲しい。六〇歳で退職して退職金を貰い、週三日働くのが精一杯だ。

○ 役職定年制は地整や事務所職員も選択できるようにして欲しい。七〇%の給与で管理職するのはイヤだ。

○ 退職金を減らされるのは困る。

○ 役職のまま定年延長する人は、いないんじゃないかな？

○ 若い方たちは、これからもっと大変になる。

北陸支部で職場懇談会 定年延長などに多くの意見

大蔵海岸砂浜陥没裁判 控訴棄却 の有罪判決

二月二日、大阪高等裁判所は、大蔵海岸陥没事故での神戸地裁判決を不服として、上告していた元東播海岸出張所長及び明石市職員二名の控訴を棄却し、地裁判決通りの「業務上過失致死による禁固一年、執行猶予三年」の有罪判決を下しました。

この裁判に対し、近畿地整当局は、これまでの交渉や折衝で「適正に業務は行われていた」「当局としてできることは精一杯やっていく」等の発言を行い、大阪高裁での公判に対しては「体制も補充し、勝ちに行くと（調査官）」とまで言っていました。が、無様な結果となりました。

ユニオンは局長交渉や折衝で、現場を預かっている多くの出張所長や課長が不安や疑問を持ちながら、日夜公物管理を行っている現状を指摘し、個人責任が問われない対応等を厳しく追及してきます。

今回、判決を受けての局長談話を含めて、当局のあまりにも冷たい対応に怒りを覚えました。（近畿）

